

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年3月26日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成20年6月27日開催予定の当社第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

事業年度における取締役の経営責任をより明確にするとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、株主の皆様からの信任の機会を増やす目的で、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）について所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

3. 日程

平成20年6月27日開催予定の当社第67期定時株主総会に付議承認後、効力を発生するものといたします。

以上